

名古屋産業大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋産業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、名古屋産業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び大学の目的、教育目的等をわかりやすく「名古屋産業大学憲章」としてまとめ、学内外に公表している。産業社会で活躍できる人材の育成を環境ビジネス、情報ビジネスなど、現代ビジネスの成長分野に特化した側面から行うことを特色として学部及び研究科を設置している。平成 20(2008)年度に使命・目的等を反映した中期計画、平成 25(2013)年度に三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等を定めた新中期計画を策定し、公開している。自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果や関係委員会による教育改革の審議結果を踏まえ、新中期計画を点検し、教育課程、教育研究組織の見直しを行っている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者の受入れについては、秋学期入試など多様な形態の入試の実施、教育課程の見直し、入試広報の取組みの強化等の定員充足に向けた努力を行っている。平成 24(2012)年度から導入した、産学連携、地域連携を強化し、実践教育を重視した新カリキュラムにおいては、インターンシップをはじめとするキャリア教育を充実させるなど社会人基礎力の育成に工夫が見られ、今後の成果が期待される。経済的支援については、特待生制度をはじめ、大学独自の授業料減免制度、教育ローン援助奨学金制度、自宅外通学者に対する住宅費補助制度など、きめ細かな対応がなされている。教員評価については、教育、大学運営、社会活動、研究などの多方面にわたっており、評価された教員には研究費の重点配分を行っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

最高意思決定機関として理事会を位置付け、重要案件を適切に処理している。理事会において最終的な意思決定を行うに当たり、常任理事会を置き、事前に十分な協議を行い、戦略的に最善の判断が可能となるよう体制を整えている。また、理事長主催の懇談会を開催し、法人と法人傘下の校長とのコミュニケーションの円滑化を図っている。学長のもとに学長補佐を置き、学部長及び研究科長とともに学長を補佐する体制を整備し、学長が適切にリーダーシップを発揮している。環境保全については、ISO14001 認証を取得し、積極的に取組み、国内外において成果を挙げている。入学定員の未充足により平成 24(2012)年度以降は帰属収支差額が支出超過となっているが、「学園改革のための基本構想」及び「名古屋産業大学経営改善計画」を策定し、計画的な収支改善に取組み、財政基盤の確立を目指している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学則に自己点検・評価について規定し、自己点検・評価委員会を設置して、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。学内については、学内ネットワークに自己点検・評価に関するフォルダを設け、情報の共有化を図り、学外については、大学のホームページに掲載し、公表している。自己点検・評価書は、事実、評価、改善に分けてまとめられ、教員、関係する委員会、事務局において解決のための方策を立て、PDCA サイクルを機能させている。

総じて、大学は、産学連携や地域連携を強化するとともに実践教育を重視したビジネススクール志向のカリキュラムを導入し、大学の建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を目指した教育を行っている。環境保全については、国内外において積極的に貢献活動に取組み、成果を挙げている。財政基盤については、入学定員の未充足による帰属収支差額の支出超過の改善に向け、中期計画・経営改善計画の着実な実施に努めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.就業力の育成」「基準 B.社会的連携・責務」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を建学の精神とし、学部については学則第 1 条に目的を学則第 3 条の 2 に教育目的を、研究科については大学院学則第 1 条に目的を第 2 条第 2 項に教育目的を明確、具体的かつ簡潔に示している。また、建学の精神、目的及び教育目的を含めて「名古屋産業大学憲章」としてわかりやすくまとめ、学内外に明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神の実現に向けて、産業社会で活躍できる人材の育成を環境ビジネス、情報ビジネスなど、現代ビジネスの成長分野に特化した側面から行うことを個性・特色とし、環境情報ビジネス学部及び環境マネジメント研究科を設置している。また、学則において、教育基本法及び学校教育法にのっとり、目的、教育目的が適切に規定されている。変化への対応については、2年ごとの自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果、「教育研究センター運営委員会」「キャリアガイダンス推進委員会」及び研究科委員会での教育改革の審議を踏まえ、新中期計画の点検、見直し、改定を行うとともに教育課程、教育研究組織を見直している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の目的、教育目的を定めた学則及び重要な規則の制定、改正については、各委員会や各部局、教授会、研究科委員会及び「大学評議会」の審議を経て学長が取りまとめ理事会に諮り決定する仕組みになっており、教職員の理解と支持を得ている。また、建学の精神等については、大学案内、大学ホームページなどで外部に、入学式や年度当初のオリエンテーション、履修要覧、学内の掲示などで学生に周知を図っている。平成 20(2008)年度に目的及び教育目的等を反映した中期計画を、平成 25(2013)年度に新教育課程に沿った三つの方針等を示した新中期計画を策定し、公開している。大学の教育研究組織は、建学の精神のもと目的及び教育目的に対応している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づいてアドミッションポリシーを明確に定め、入試区分別アドミッションポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等に明示している。そして、アドミッションポリシーに沿って、秋学期入試など多様な形態の入試を行っており、学生受入れ方法を工夫している。

過去 3 年間の志願者数は募集定員を下回っているが、「ビジネストレーニングプログラム」の配置や「スポーツビジネスコース」の新設等、カリキュラムの見直しと一体となった入試広報の取組み強化に向けて対策を講じており、収容定員充足に向けて工夫・努力している。

【参考意見】

○環境情報ビジネス学部環境情報ビジネス学科では、収容定員が未充足であるので、定員確保に向けて一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針を策定し、履修要覧等に明示している。それに従って、「教養教育科目」「専門基礎教育科目」「専門科目」「ゼミナール」「キャリア教育科目」を年次進行的に配置し、体系的なカリキュラムを編成している。また、専門科目は「共通」「ビジネストレーニングプログラム」及び四つのコースで体系化され、社会で活躍できる人材の育成に努めている。

1 年間に履修登録できる単位の上限を設けており、単位制度の実質化に向けた取組みを行っている。

教授方法については、1 年次から 4 年次までの少人数ゼミナールの開講や「マイ・カリキュラム」作成の指導等で工夫しており、学生が学修を主体的かつ専門的に進めていくことができるようにしている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

プレゼミナール（入学前準備教育）及び教養ゼミナール等については、教務委員会、教務課、入試広報室等の教職協働で取組んでいる。また、学修及び授業の支援についても、「学生カルテ」の再整備・活用、オフィスアワー制度の全学的な実施、「学生対応の手引き」の作成・活用、TA の活用、居場所づくり等において教職協働で取組んでいる。

社会人基礎力の育成、フィールドキャンパス構想による実践的な教育研究活動、キャリア教育（ビジネストレーニングプログラム）も重視し、学生の汎用的能力の育成に努めている。これらの活動についての多面的な検証のために、「教育研究センター」が中心となって、「学生による授業評価アンケート」や全学生及び全教職員対象のアンケート評価を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

授業科目の成績評価基準をシラバスに明示しており、成績評価の区分(S・A・B・C・D)については学則に定め、成績評価の方法、単位認定、進級・修了要件については履修要覧に明示して厳正に適用している。大学院においても、修了認定について厳格に定め、履修要覧に明示している。

履修登録単位数の上限を定めるとともに、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、単位制度の実質化を図っている。GPA 制度は奨学金等の評価基準としても活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教学組織である「キャリア支援委員会」と事務組織の「キャリア支援課」が連携して、

学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備しており適切に運営している。「キャリア支援課」に進路相談室を設置している。

平成 24(2012)年度施行の新カリキュラムは、インターンシップをはじめとするキャリア教育科目を充実させており、社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。キャリア教育科目に短期・長期インターンシッププログラムを整備し、段階的に社会人基礎力を養成するなどの工夫が見られる。

学生の資格取得に向けた報奨金制度を整備し、キャリアアップにつなげる資格取得や検定合格に力を入れ、学生支援を行っている。

企業等の実務者と連携した PBL(Project Based Learning)型社会人基礎力養成科目は、年度計画に沿って実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価アンケート」は、セメスターごとに全教員を対象に実施され、教員の授業方法や学生の理解度を確認している。授業評価の結果は、各教員にフィードバックされ、教員の自己評価報告書に組入れられ、経年変化をもって授業改善に役立っている。授業評価の傾向について FD(Faculty Development)研究会で報告され、教員の授業改善に努めている。

「社会人基礎力アンケート」は、事前評価、事中評価、事後評価の 3 段階で行われ、社会人基礎力獲得状況をきめ細かく測定し、結果は各教員に報告され授業改善の資料として活用されている。

「教育研究センター」が、2 年に一度、「名古屋産業大学総合アンケート」を学生、教員、職員を対象に実施し、大学のカリキュラムが適切に機能しているか、実施体制の確認を行い、中期計画に反映させている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援委員会と学生課が連携して、学生生活の安定のための支援等を行っている。シ

システムの再構築により学生の情報を一元化した「学生カルテ」を活用し、教職員間で学生の情報を共有化した学生指導を行っている。健康相談・心的支援に関して、学生相談室や保健室に常勤の職員と非常勤のカウンセラーを配置し対応している。

特待生制度をはじめ、大学独自の授業料減免制度、教育ローン援助奨学金制度や授業料の分納・延納を行い、自宅外通学者に対する住宅費補助も行っており、学生に対する経済的支援を適切にしている。学生の課外活動に対して、活動資金支援も行っている。

学生からの意見・要望等については、学生課が学友会から、ゼミナール担当教員あるいは学生ホールに設置している意見箱から、2年に一度行う「名古屋産業大学総合アンケート」からくみ上げ、学生の保護者からも意見・要望を教育懇談会（年1回開催）で聴取し、学生サービスの改善に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は大学設置基準を満たしており、教員採用・昇任に関して規則に基づき適切に実施されている。

教員評価システムは、教育・大学運営・社会活動・研究の分野について自己評価制度を実施し、業績を評価された教員に対して研究費の重点配分をしている。

休退学者削減に向けたプロジェクトチームを編制し、教養教育をはじめとする初年次教育の強化に向けて大学リテラシーの着実な実践や共通プログラムの開講等に取り組んでいる。

FD 研究会は、キャリア形成教育や授業改善、ビジネスマナー等をテーマに「教育研究センター」が主催して実施している。

教養教育は建学の精神の徹底の観点から、「職業教育」の基礎教育として位置付けられ、「教育研究センター」が教養教育を担当する教員間の協議や調整を行う体制を整備している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために、設置基準の規定面積を上回る校地及び校舎面積を有し、施設設備においても教育研究に有効に活用している。体育館、ウェイトリフティング練習場、図書館、パソコン講義室が整備され、キャンパス外にも「キクタケスポーツヒルズ」の整備がなされている。適切な規模の図書館を有しており、学術情報資料も十分確保している。学生サービスの面から、パソコン講義室以外にも無線 LAN の教育環境整備がなされている。学生が支障なく学生生活を行えるよう概ねバリアフリー化されている。

教育環境の特徴として少人数教育を行うこととし、授業科目の内容に応じてクラスの人数規模を設定し教育効果の向上に努めている。

避難訓練は年 1 回、消防署の協力を得て、ゼミナールの時間を利用して実施している。

【参考意見】

○一部バリアフリー化が不十分な校舎については、整備計画を策定し、速やかに実施することが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学の経営の基本方針として、中期計画を策定し、経営の規律と誠実性の維持を表明するとともに、「大学評議会」、教授会及び大学院研究科委員会等を定期的に開催して、諸課題の解決に積極的に取組み、使命・目的の実現に向けて、継続的な努力を行っている。

寄附行為、学則及びその他の諸規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準及び大学院設置基準等の法令に基づき制定し、これらを遵守した管理運営を行っている。環境保全については、ISO14001 認証を取得し、積極的に取組むとともに、人権については、関連規則の整備及び人権委員会の設置等、十分な配慮をしている。また、消防訓練や AED（自動体外式除細動器）訓練を毎年実施して、安全確保に努めている。

教育情報及び財務情報については、ホームページ等において、広く社会に公表している。

【参考意見】

○危機管理に関するマニュアルを整備することが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的を達成するため、「学校法人菊武学園寄附行為」の定めるところにより、最高意思決定機関として理事会を位置付け、事業計画、予算、決算その他重要案件の審議を行っている。また、理事会において最終的な意思決定を行うに当たり、事前に、理事長、常務理事、財務理事及び1号理事で構成する常任理事会において十分議論することとしており、戦略的意思決定ができる体制を確立し、かつ適切に機能している。

理事の選考については、寄附行為に基づき厳正に処理しており、理事会への出席状況も極めて良好である。また、欠席時の委任状についても、適切に処理している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の審議機関として、「大学評議会」、教授会及び研究科委員会等を設置し、それぞれの位置付けと所掌業務については、「名古屋産業大学・名古屋経営短期大学 事務組織規程」他関係規則に明記している。「大学評議会」と教授会及び研究科委員会は、常に連携を密にして、学長が大学の意思を決定するに当たり、規定された権限と責任のもと、その役割を果たしている。

また、学長が大学の意思決定及び業務執行を適切なリーダーシップを発揮して行うことを目的として、学長のもとに学長補佐、研究科長及び学部長を置き、補佐体制を整備している。この環境において、学長は、「大学評議会」の議長として、大学運営の指針となる新中期計画や経営改善計画の策定を行っており、学長としてのリーダーシップを適切に発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事として理事会に、学長補佐及び事務局長が評議員として評議員会に出席して法人の意思決定に参画するとともに、学長は、毎月、理事長、常務理事及び法人本部事務局長と大学の運営状況等について情報共有を行い、相互連携を図っている。また、理事長は必要に応じて「大学評議会」に参画し、大学役職者と意思決定の円滑化を図っている。

監事及び評議員の選考については、寄附行為に基づき、適切に処理している。監事は業務及び財産の状況について監査し、理事会において必要に応じて意見を述べ、評議員も評議員会への出席を含めてその責務を果たしており、法人及び大学のガバナンスの機能性を適切に保っている。

毎月開催する理事長懇談においては、各校の長から活動状況等の報告及び法人に対する提案を行っている。また、機動的な意思決定が必要な事項については、理事長懇談での議論を踏まえ、理事長が決定することを可能としており、リーダーシップとボトムアップのバランスが図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織について、法人は「学校法人菊武学園事務組織規程」に、大学は「名古屋産業大学・名古屋経営短期大学 事務組織規程」に、各部署の事務分掌と併せて規定するとともに、大学の使命・目的の達成に向けて必要な人員をそれぞれ配置して、業務の効果的な執行体制を確保している。大学事務局においては、総括責任者として事務局長を、また局長を補佐するため局次長を置き、毎週開催する「事務連絡会」において各部署との情報交換や法人・大学間との情報共有を行っており、業務執行の管理体制は適切に機能している。一方、職員研修を年に複数回開催し、職員の資質・能力向上に向けた組織的な取組みを精力的に実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年度以降、入学定員未充足の状態が続いていることから学生生徒等納付金収入が減少し、平成 24(2012)年度以降は帰属収支差額がマイナスであるが法人全体では健全経営である。大学は改善を図るため「学園改革のための基本構想」及び「名古屋産業大学経営改善計画」を策定し、入学定員の充足及び在学生の休退学の減少に向けた取組みによる収入増や外部資金の導入等、収入の改善と収入に見合った支出計画を策定し、計画的な収支改善、財務基盤の確立を目指すこととしている。経営改善計画では、平成 30(2018)年度に収入超過となり、以降は安定したバランスを保つよう予測しているが、平成 27(2015)年度の入学者数は定員未充足であるため、より厳格な改善計画の実施及び管理運営体制の強化に期待したい。

【参考意見】

○大学の入学者数減少により法人全体で平成 24(2012)年度以降の帰属収支がマイナスとなっているので、他の設置学校を含めた法人全体の財務基盤の充実と収支バランスの改善に向けての方策を検討することが望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人菊武学園経理規程」「学校法人菊武学園経理規程細則」「学校法人菊武学園固定資産及び物品管理規程」等に基づいて適切に会計処理が行われている。

予算編成は毎年度、予算編成の基本方針を定め、事業計画に従って編成し、期中の事業変更に伴い補正予算を編成している。

会計監査は公認会計士 2 人により定期的の実施している。法人監事による会計監査及び法人の業務状況についての監査を実施している。また、監事研修会に参加し情報の共有化を図っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

名古屋産業大学学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」と定め、自主的な自己点検・評価を行っている。

平成 12(2000)年に「自己点検・評価委員会規程」を制定し、学内で自己点検・評価を実施してきた。平成 17(2005)年度に自己点検・評価を実施し報告書を刊行し、平成 20(2008)年度以降は、日本高等教育評価機構の定めた評価基準に従った自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の実施時期は、2 年に 1 回の部門別自己点検・評価、4 年に 1 回の全学的自己点検・評価を実施すると定め、定期的な自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価報告書は日本高等教育評価機構の評価基準に基づいて作成し、記述に当たっては各課、各種委員会等からのデータ・根拠資料に基づいて作成している。

報告書の作成は自己点検・評価委員会のメンバーが作業部会として機能し、メンバーは教学面、管理面の全てを網羅した構成となっており透明性の高い自己点検・評価が行われている。作成された自己点検・評価報告書は学内での情報共有を行うとともにホームページに掲載し社会へ公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は日本高等教育評価機構の評価基準に基づいて実施しており「事実」「評価」「改善」に分けて自己点検・評価報告書としてまとめている。教育プログラムレベルから教員個人、組織レベルに至るまで自己点検・評価を行い自己点検・評価の「改善」をもとに課題を共有している。課題については、関連する委員会へも付託され教授会で議論が行われ、周知している。議論された結果は、各教員、関連する委員会及び事務部局で課題解決の方策を検討し、実施していくという PDCA サイクルに即した自己点検・評価を実施している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 就業力の育成

A-1 大学生の就業力育成事業

- A-1-① 社会人基礎力の育成を重視した学部教育（企業や地域との連携）
- A-1-② アジアで活躍するためのキャリア支援（企業や海外の大学等との連携）
- A-1-③ 学生が学習成果を自己確認できる就業力評価（高等学校や企業等との連携）

A-2 学生支援推進プログラム（文部科学省採択事業）

- A-2-① アジアで活躍するためのキャリア支援（企業や海外の大学等との連携）

【概評】

建学の精神を更に徹底させるために「アクティブラーニングを活用した教育力の強化」と「地域・産業界との連携力強化」を行うことで大学生の就業力育成の事業を行い、外部採択事業（経済産業省、文部科学省）を積極的に活用し、その成果をカリキュラム改革に結びつけ具現化を図っている。

特に、企業や海外大学等との連携による教育プログラム開発について積極的に行っており、社会人基礎力育成科目を充実させている。ルーブリックに関しても具体的データをもとに検証しており、学生が自己評価する就業力評価システムをテスト稼働させていることやインターンシップにおいて参加学生の研修前後の自己評価及び受入れ企業評価の検証もされている。そのことにより、学生本人がインターンシップ前後で成長したことに気付くことが出来るシステムを構築しつつある。インターンシップ終了後の報告書作成の学生への個別指導や報告会を活用し、事後指導も良くなされている。

海外インターンシップを正課教育として位置付けている。台湾、オーストラリア及び中

国の教育機関及び企業等と協定を締結し、学生への経済的補助を含めその態勢及び環境整備を図り、学生の参加を促すために努めている。

学生支援推進プログラムでは、留学生と日本人学生が共に学び実践力を育む学修環境の整備と地域社会との連携のもとに「多文化共生コミュニティ」の形成を図り、学生が主体的に学び合う機会や学修支援を充実させた。環境教育等をテーマとした実践型学修プログラムでは、小学校、中学校、高等学校や市民を対象に実践し実績を上げている。語学教育プログラムの成果として、スタディ・メイト制度が確立する教育効果が生まれている。

以上のように、建学の精神を更に徹底させるために、社会人基礎力を重視した学部教育やキャリア支援を積極的に展開している大学の姿勢は評価できる。

基準B. 社会的連携・責務

B-1 高大連携

- B-1-① 高校生向けの高大連携事業等の実施
- B-1-② 高校生が大学教育に触れる機会の提供
- B-1-③ 高校のキャリア教育と連携した高大連携教育プログラムの開発

B-2 域学連携事業

- B-2-① 大学と地域の連携による学生、市民のまちづくり、生涯学習活動への参加
- B-2-② 地域文化の創出や交流活動の実施

B-3 学生交流支援制度

- B-3-① 学生の留学機会の拡充と海外との交流支援

B-4 沙漠の植林活動

- B-4-① 植林活動への学生の参加

B-5 ISO14001 認証継続事業

- B-5-① 構成員である全教職員・全学生の ISO 活動の実施
- B-5-② 環境問題の研究・教育の推進を環境目的とした取り組み

【概評】

大学は、高大連携、域学連携事業、学生交流支援制度、沙漠の植林活動、ISO14001 認証継続事業のように、多様な社会的連携活動を実施し、大学の責務に込めている。

ISO14001 を愛知県で最初に認証取得した大学であり、ISO14001 認証継続事業について構成員である全教職員・全学生が環境マネジメントプログラムを年次計画に従って継続して実施している。また、開学翌年の平成 13(2001)年度から、毎年、「名古屋産業大学緑の協力隊」を編制し、中国・内モンゴル自治区のクブチ沙漠で植林ボランティア活動を行うなど、環境をテーマとした教育実績を積上げてきた。

平成 25(2013)年度以降は、高大連携、域学連携事業、学生交流支援制度を積極的に進め

ており、高大連携については、高大連携委員会を中心として、実学を重視した専門高校と協定を締結し各高校のニーズに沿った教育プログラムを提案・実施している。また、協定締結校以外の高校とも積極的に高大連携教育を行っており、キャリア教育などのプログラムを実施している。将来的には、さまざまなインターンシップを組んだ高大連携プログラムが計画されており、その実施が期待される。

域学連携事業については、尾張旭市と連携協力に関する包括協定を締結するなど、学生が市民のまちづくりや生涯学習活動への意識を持つ学修機会を創出している。また、総務省「域学連携」実践拠点形成モデル実証事業の実施により、就業体験を組合わせた独自の実践教育プログラムを開発・実施している。

学生の留学機会の拡充と海外との交流支援も推進し、特に、台湾の大学とは国際高大連携協定の締結や海外インターンシップ協定を締結するなど、多様な留学機会の創出に積極的に取り組んでいる。

以上のように、建学の精神に沿って、大学独自の社会連携を積極的に展開し、正課教育に反映しようとする大学の姿勢は評価できる。

